

日常生活用具の種目及び基準額等について

Ver.R4.2

種目	対象者		基準額(費用限度額)	性能	耐用年数	
	身体障害者	障害児・者				
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の者	—	154,000 円	腕、脚等の訓練のできる器具を備えたものであって、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8
	特殊マット	下肢又は体幹機能の障害の程度が1級の者であつて、常時介護を要するもの	知的障害の程度が重度又は最重度の者及び下肢又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の児童であつて、原則として3歳以上のもの	19,600 円	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止するため、マット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	5
	特殊尿器	下肢又は体幹機能の障害の程度が1級の者であつて、常時介護を要するもの	下肢又は体幹機能の障害の程度が1級の児童で、かつ、常時介護を要するものであつて、原則として学齢児以上のもの	67,000 円	尿が自動的に吸引されるものであつて、簡単に使用できるもの	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の者であつて、入浴に介助を要するもの	下肢又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の児童で、かつ、入浴に介助を要するものであつて、原則として3歳以上のもの	82,400 円	身体障害者又は障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5
	体位変換器	下肢又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の者であつて、下着交換等に介助を要するもの	下肢又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の児童で、かつ、下着交換等に介助を要するものであつて、原則として学齢児以上のもの	15,000 円	介護者が身体障害者又は障害児の体位を変換させるのに簡単に使用できるもの	5
	移動用リフト	下肢又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の者	下肢又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の児童であつて、原則として3歳以上のもの	159,000 円	介護者が身体障害者又は障害児移動させるに当たつて、簡単に使用できるもの(ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)	4
	訓練いす	—	下肢又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の児童であつて、原則として3歳以上のもの	33,100 円	原則として附属のテーブルを付けたもの	5
訓練用ベッド	—	下肢又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の児童であつて、原則として学齢児以上のもの	159,200 円	腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	8	
自立支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能の障害を有する者であつて、入浴に介助を要するもの	下肢又は体幹機能の障害を有する児童で、かつ、入浴に介助を要するものであつて、原則として3歳以上のもの	90,000 円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるものであつて、簡単に使用できるもの(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8
	便器	下肢又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の者	下肢又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の児童であつて、原則として学齢児以上のもの	便器 4,450 円 手すり付き 便器 9,850 円	簡単に使用できるもの(障害者用は手すりを付けることができ、障害児用は手すり付きのものとする。ただし、設置等に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の障害を有する者	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の障害を有する児童又は知的障害の程度が重度又は最重度である者であつて、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	36,750 円	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3
	T字状・棒状つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の障害を有する者であつて、つえの使用により歩行機能が補完される者	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の障害を有する児童であつて、原則として学齢児以上のもので、つえの使用により歩行機能が補完されるもの	4,200 円	歩行機能が補完できるもの(1本杖のみ)	3
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の障害を有する者であつて、家庭内の移動等に介助を要するもの	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の障害を有する児童で、かつ、家庭内の移動等に介助を要するものであつて、原則として3歳以上のもの	60,000 円	身体障害者又は障害児の身体機能の状態を十分踏まえたもので、かつ、必要な強度と安定性を有するものであつて、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具である手すり、スロープ等(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うもの及び歩行器を除く。)	8

種目	対象者		基準額(費用限度額)	性能	耐用年数	
	身体障害者	障害児・者				
特殊便器	特殊便器	上肢の障害の程度が1級又は2級の者	知的障害の程度が重度又は最重度で、かつ、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び上肢の障害の程度が1級又は2級の児童であつて、原則として学齢児以上のもの	151,200 円	足踏ペダル等で温水・温風を出すことができるもの(障害児用は介護者が簡単に使用できるものであつて、温水・温風を出すことができるものとする。)ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8
	火災警報器	障害の程度が1級又は2級の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	知的障害の程度が重度又は最重度である者及び障害の程度が1級又は2級の児童であつて、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	15,500 円	室内の火災を煙又は熱により感知して、音又は光を発したり、屋外にも警報ブザーで知らせたりすることができるもの	8
	自動消火器	障害の程度が1級又は2級の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	知的障害の程度が重度又は最重度である者及び障害の程度が1級又は2級の児童であつて、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	28,700 円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射して、初期火災を消火することができるもの	8
	電磁調理器	視覚障害の程度が1級又は2級の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	知的障害の程度が重度又は最重度の18歳以上のもの	41,000 円	簡単に使用できるもの	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害の程度が1級又は2級の者	視覚障害の程度が1級又は2級の児童であつて、原則として学齢児以上のもの	7,000 円	簡単に使用できるもの	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害の程度が2級の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であつて、日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	—	87,400 円	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能の障害の程度が1級又は3級の者であつて、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	腎臓機能の障害の程度が1級又は3級の児童であつて、原則として3歳以上のもの	51,500 円	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5
	ネブライザー	呼吸器機能の障害の程度が1級、若しくは3級の者。又は肢体不自由1級～3級若しくは音声・言語・そしゃく機能障害3級の者であつて医師の診断書により必要性が認められるもの。ただし、過去に、電気式たん吸引器とネブライザーの両用器の給付を受けた者は、その用具の耐用年数も経過しているもの	呼吸器機能の障害の程度が1級、若しくは3級の児童。又は肢体不自由1級～3級若しくは音声・言語・そしゃく機能障害3級の児童であつて医師の診断書により必要性が認められるもの。(いずれも原則として学齢児以上のもの。)ただし、過去に、電気式たん吸引器とネブライザーの両用器の給付を受けた児童は、その用具の耐用年数も経過しているもの	36,000 円	簡単に使用できるもの	5
	電気式たん吸引器	呼吸器機能の障害の程度が1級、若しくは3級の者。又は肢体不自由1級～3級若しくは音声・言語・そしゃく機能障害3級の者であつて医師の診断書により必要性が認められる者。ただし、電気式たん吸引器とネブライザーの両用器については、過去に、ネブライザーの給付を受けた者は、その用具の耐用年数を経過していること	呼吸器機能の障害の程度が1級、若しくは3級の児童。又は肢体不自由1級～3級若しくは音声・言語・そしゃく機能障害3級の児童であつて医師の診断書により必要性が認められるもの。(いずれも原則として学齢児以上のもの。)ただし、電気式たん吸引器とネブライザーの両用器については、過去に、ネブライザーの給付を受けたものは、その用具の耐用年数を経過していること	56,400 円 電気式たん吸引器とネブライザーの両用器の場合、 74,620 円	簡単に使用できるもの。ネブライザーと両用器を含む。	5
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	—	17,000 円	簡単に使用できるもの	10

種目	対象者		基準額(費用限度額)	性能	耐用年数	
	身体障害者	障害児・者				
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害の程度が1級又は2級の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害の程度が1級又は2級の児童であつて、原則として学齢児以上のもの(当該児童の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	9,000円	簡単に使用できるもの	5
	視覚障害者用体重計	視覚障害の程度が1級又は2級の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	—	18,000円	簡単に使用できるもの	5
	視覚障害者用血圧計(音声式)	視覚障害の程度が1級又は2級の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	—	13,200円	簡単に使用できるもの	5
	パルスオキシメーター	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害又は同程度の障害を有し、在宅酸素療法や人工呼吸器装着をしている、若しくは医師の意見書等により必要と認められる者	呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害又は同程度の障害を有し、在宅酸素療法や人工呼吸器装着をしている、若しくは医師の意見書等により必要と認められる児童	50,000円	簡単に使用できるもの	5
	発電機	障害者であつて、日常的に人工呼吸器を装着しており、医師の意見書により必要と認められる者	障害児であつて、日常的に人工呼吸器を装着しており、医師の意見書により必要と認められる児童	120,000円	人工呼吸器の非常用電源として簡単に使用できるもの	10
	蓄電池(外部バッテリー)	障害者であつて、日常的に人工呼吸器を装着しており、医師の意見書により必要と認められる者	障害児であつて、日常的に人工呼吸器を装着しており、医師の意見書により必要と認められる児童	120,000円	人工呼吸器の非常用電源として簡単に使用できるもの	5
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障害を有するもの	音声言語機能障害児又は肢体不自由児で、かつ、発声・発語に著しい障害を有するものであつて、原則として学齢児以上のもの	98,800円	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有するもの又はアプリケーションであつて、簡単に使用できるもの	5
	情報・通信支援用具	上肢の障害の程度が1級又は2級の者又は視覚障害の程度が2級以上の者	上肢の障害の程度が1級又は2級の児童又は視覚障害の程度が2級以上の児童であつて、原則として学齢児以上のもの	100,000円	文字の音声化、文字等を拡大するソフト、大型キーボード、操作棒等でパソコンの使用が可能になる機器又は地上デジタル放送の音声が届けるラジオ	5
	点字ディスプレイ	視覚障害の程度が1級又は2級で、かつ、聴覚の障害の程度が2級の者であつて、必要と認められるもの	—	383,500円	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6
	点字器	視覚障害の程度が1級又は2級の者で、就労もしくは、就学が見込まれるもの	視覚障害の程度が1級又は2級の児童で、就学が見込まれるもの	両面書 10,400円 片面書 7,200円	簡単に使用でき、点筆を含むもの	7
	点字タイプライター	視覚障害の程度が1級又は2級の者であつて、就労若しくは就学しているか又は就学が見込まれるもの	視覚障害の程度が1級又は2級の児童であつて、原則として就労若しくは就学しているか又は就学が見込まれるもの	63,100円	簡単に操作できるもの	5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害の程度が1級又は2級の者	視覚障害の程度が1級又は2級の児童であつて、原則として学齢児以上のもの	85,000円	簡単に操作できるもの	6
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害の程度が1級又は2級の者。ただし、過去に視覚障害者用活字読上げ装置補助装置の給付を受けた者は、その用具の耐用年数を経過していること	視覚障害の程度が1級又は2級の児童であつて、原則として学齢児以上のもの。ただし、過去に視覚障害者用活字読上げ装置補助装置の給付を受けた児童は、その用具の耐用年数を経過していること	99,800円	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、簡単に操作できるもの	6
	活字文書読上げ装置補助装置	視覚障害の程度が1級又は2級の者。ただし、過去に視覚障害者用活字読上げ装置の給付を受けた者は、その用具の耐用年数を経過して	視覚障害の程度が1級又は2級の児童であつて、原則として学齢児以上のもの。ただし、過去に視覚障害者用活字読上げ装置の給付を受けた児童は、その用具	5,200円	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能	6

種目	対象者		基準額(費用限度額)	性能	耐用年数
	身体障害者	障害児・者			
		いること	の耐用年数を経過していること		を有するものを補助するもので、簡単に使用できるもの
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者	視覚障害児で、原則として学齢児以上のもの	198,000 円	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8
暗所視支援眼鏡	視覚障害者	視覚障害児で、原則として学齢児以上のもの	395,000 円	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像をモニターに映し出せるもの	8
視覚障害者用時計	視覚障害の程度が1級又は2級の者(音声時計については、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者に限る。)	—	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円	簡単に使用できるもの	10
音声認識装置	視覚障害の程度が1級又は2級の者	視覚障害の程度が1級又は2級の児童であつて、原則として学齢児以上のもの	62,800 円	物品等の内容を音声により知らせる機能を備え簡単に使用できるもの	6
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童で、かつ、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるものであつて、原則として学齢児以上のもの	71,000 円	一般の電話機に接続できるものや電話機と一体型のもの等で、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であつて、簡単に使用できるもの	5
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であつて、テレビの視聴に必要と認められる者	聴覚障害児であつて、テレビの視聴に必要と認められる児童	88,900 円	簡単に使用できるもの	6
人工喉頭	喉頭摘出者	喉頭摘出児童	笛式 8,300 円 電動式 72,200 円	簡単に使用できるもの	5
点字図書	主に、情報の入手を点字によつてしている視覚障害者	主に、情報の入手を点字によつてしている視覚障害児	別に定めるところによる	点字により作成された図書	
人工内耳用電池	聴覚障害者であつて、人工内耳を装用している者	聴覚障害児であつて、人工内耳を装用している児童	空気電池 2,500 円 (両耳装用: 5,000 円) 充電電池 18,000 円 (両耳装用: 36,000 円)	人工内耳装用者が、人工内耳用を使用するもの ※空気電池及び充電電池の併用不可	空気電池:基準額については、1月当たりの額とし基本的に2月単位(6月を限度)で決定するものとする 充電電池:3
人工内耳用充電器	聴覚障害者であつて、人工内耳を装用している者	聴覚障害児であつて、人工内耳を装用している児童	29,000 円	人工内耳装用者が、人工内耳用を使用するもの	3
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマ造設をしている者	ストーマ装具(消化器系) 8,800 円 ストーマ装具(尿路系) 11,600 円	ストーマの管理に必要な用具(ストーマ用品、洗腸用具等)	基準額については、1月当たりの額とし基本的に2月単位(6月を限度)で決定するものとする
	紙おむつ	高度の排便機能障害、高度の排尿機能障害又は脳原性運動機能障害等による重度の肢体不自由であり、排泄の意思表示が困難である者 下肢若しくは体幹、移動機能障害2級以上で、療育手帳の交付を受けており、次の(1)から(3)の	高度の排便機能障害、高度の排尿機能障害又は脳原性運動機能障害等による重度の肢体不自由であり、排泄の意思表示が困難な児童で3歳以上のもの 下肢若しくは体幹、移動機能障害2級以上で、療育手帳の交付を受けており、次の(1)から(3)の	紙おむつ等 12,000 円	紙おむつ・サラシ

種目	対象者		基準額(費用限度額)	性能	耐用年数
	身体障害者	障害児・者			
		<p>帳の交付を受けており、次の(1)から(3)の要件に全て該当し、紙おむつを常時使用しており、その発現年齢が65歳未満であることが医師による意見書により確認できる者</p> <p>(1)自力でトイレに行くことができず、かつ、自力で便座に座ることができないこと</p> <p>(2)知的障がいのため、尿意又は便意の意思表示が困難であること</p> <p>(3)介助による定時排泄ができないこと</p>			
	収尿器	<p>脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とする者</p>	<p>脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とする児童</p> <p>男性 7,900円 女性 8,700円</p>	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの	1
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	<p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であつて、障害の程度が1級、2級又は3級のもの(特殊便器への取替えをする場合は、上肢の障害の程度が1級又は2級の者に限る。)</p>	<p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害児であつて、障害の程度が1級、2級又は3級のもの(特殊便器への取替えをする場合は、上肢の障害の程度が1級又は2級のものに限る。)</p> <p>200,000円</p>	身体障害者又は障害児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—

注1:乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢又は下肢若しくは体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。  
注2:対象者については、在宅の身体障害者又は障害児・者である。ただし、頭部保護帽、人工喉頭、T字状・棒状つえ、点字器及び排泄管理支援用具の給付対象者については、この限りではない。

注3:火災警報器、自動消火器、電磁調理器、聴覚障害者用屋内信号装置、視覚障害者用体温計及び視覚障害者用体重計の基準における障害者等のみの世帯に準ずる世帯とは、仕事や学校等に行くことより日中に家族が不在である世帯等とする。

注4:介護保険の福祉用具と共通する用具については、介護保険に該当する者は、介護保険による福祉用具を優先する。また、介護保険により、居宅生活動作補助用具(住宅改修)を行っている者については、当該用具の給付は行わない。

注5:当市におけるほかの補助制度等を利用する住宅改修工事について、その補助制度等の対象となる工事部分については、居宅生活動作補助用具での給付の対障外とする。

注6:ストーマ装具の給付について、複数個所にストーマ造設置を行っている者に対し、医師の診断書により必用性が認められる場合に限り、造設置箇所数に比例した給付基準額を設定するものとする。

注7:「脳原性運動機能障害」の「脳原性」とは、脳性麻痺・脳炎・無酸素脳症など乳幼児期(概ね3歳未満)に発症した非進行性脳病変をいう。

注8:耐用年数を考慮するとき、難病患者等として、日常生活用具を受けた者は、障害者等として同じ種目の給付があったものとみなす。